

平成27年第4回大山町教育委員会

招集年月日 平成27年3月25日(水) 午後3時

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	林原浩子	3番	金田吉人
4番	小原康正	5番	山根 浩	6番	伊澤百子

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案 第 1 号 大山町教育振興基本計画の策定について

日程第 4 議案 第 2 号 大山町人権尊重の社会づくり審議会に関する規則の制定について

日程第 5 議案 第 3 号 大山町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 6 議案 第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

日程第 7 議案 第 5 号 機構改革に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について

日程第 8 議案 第 6 号 大山町男女共同参画推進検討委員会要綱の制定について

- 日程第 9 議案 第 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程の整備に関する訓令について
- 日程第 10 議案 第 8 号 大山町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第 11 議案 第 9 号 大山町人権交流センター・隣保館運営審議会設置要綱の制定について
- 日程第 12 議案 第 10 号 大山町人権・同和問題差別事象対策会議設置要綱の制定について
- 日程第 13 議案 第 11 号 大山町社会教育委員の委嘱について
- 日程第 14 議案 第 12 号 大山町公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第 15 議案 第 13 号 大山町青少年育成指導委員の委嘱について
- 日程第 16 議案 第 14 号 大山町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 17 議案 第 15 号 大山町文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 18 議案 第 16 号 大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について
- 日程第 19 議案 第 17 号 大山町立学校の学校医の委嘱について
- 日程第 20 議案 第 18 号 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について
- 日程第 21 議案 第 19 号 平成 27 年度 要保護児童生徒の認定について
- 日程第 22 議案 第 20 号 平成 27 年度 準要保護児童生徒の認定について
- 日程第 23 議案 第 21 号 区域外就学の承諾について
- 日程第 24 議案 第 22 号 区域外就学の許可について

日程第25 協議 (1) 平成27年度大山町保育所徴収金 徴収基準等について

(2) その他

3. その他

4. 次回の開催日程 平成27年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
2月28日	土	大山公民館大山分館祭り(～3月1日:大山分館)、大山町スポーツ少年団交流会(中山トレセン)
3月2日	月	管理職会議、六長合同会議
3日	火	米子松蔭高等学校卒業証書授与式、小地域懇談会事後研修会(保健福祉センターなわ)、教育長表彰(名和中学校)
4日	水	ことぶき学級閉講式(保健福祉センターなわ)
5日	木	大山町議会3月定例会本会議(開会、諸般の報告、議案の提案理由説明、補正予算質疑・討論・採決)
6日	金	臨時管理職会議(一般質問)
7日	土	教職員人事最終折衝(鳥取市:～8日)
9日	月	大山町議会本会議(議案質疑)、教育長表彰(中山中学校、大山中学校)
10日	火	中学校卒業証書授与式、臨時教育委員会
11日	水	教育長表彰(大山西小学校)、校長内示、青少年育成指導委員会
12日	木	大山カレッジ修了式(中山中学校)
13日	金	県立高等学校合格発表、教育長表彰(中山小学校)
15日	日	所子重要伝統的建造物群保存地区選定1周年記念シンポジウム(大山支所)
17日	火	教育長表彰(名和小学校、大山小学校)
18日	水	大山町議会本会議(一般質問:～19日)
19日	木	臨時管理職会議
20日	金	小学校卒業証書授与式
23日	月	大山町文化財審議会
24日	火	大山町議会本会議(討論、採決、閉会)
25日	水	卒園式・卒所式(中山みどりの森保育園、大山保育所)、転出教職員あいさつ式、定例教育委員会、人権講演会(大山支所)

今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
3月26日	木	卒園式(名和さくらの丘保育園、大山きやらぼく保育園)
27日	金	卒所式(庄内保育所)
31日	火	役場退任式

4月 1日(水) 9:30～教職員辞令交付式、転入教職員挨拶 ※ 9時過ぎに教育長室に集合
18:30～教育委員会部局管理職歓送迎会(弓ヶ浜荘)

4月 7日(火) 町内小・中学校始業式、着任式

4月 8日(水) 町内小・中学校入学式

議案第1号

大山町教育振興基本計画の策定について

大山町教育振興基本計画を次のように定める。

平成27年 3月25日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 大山町教育振興基本計画 別紙のとおり

大山町教育振興基本計画

(平成27年度～平成31年度)



平成27年3月
大山町教育委員会

目 次

序 章 計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2

第1章 基本構想

1 我が国の教育を取り巻く現状と課題	3
2 大山町の教育を取り巻く現状と課題	3
(1) 人口減少、少子高齢化の進行	3
(2) 情報化社会への対応	4
(3) 地域コミュニティの希薄化	4
(4) 個人の価値観や町民意識の多様性	4
(5) 教育施設の老朽化	5
(6) 大山町の財政状況と教育予算	5
3 大山町が目指す教育の姿	6
(1) 基本理念	6
(2) 基本目標	6

第2章 基本計画

1 幼児教育の充実	8
(1) 保育所における保育の充実	8
(2) 家庭における子育てへの支援	9
(3) 放課後児童クラブの適切な運営	10
(4) 子ども読書活動の推進	11
2 学校教育の充実	12
(1) 確かな学力の育成	12
(2) 豊かな心の育成	13
(3) 健やかな体の育成	14
(4) ふるさと大山を愛する児童・生徒の育成	15
(5) 生徒指導の充実	16

(6)	特別支援教育の充実	17
(7)	学校給食の充実及び食育の推進	18
(8)	教育環境の整備・充実	19
(9)	教職員の資質の向上	19
3	社会教育の充実	21
(1)	生涯学習環境の充実	21
(2)	多様な学習機会の提供	21
(3)	地域スポーツ活動の充実	22
(4)	青少年の健全育成	24
(5)	文化財の保護・活用	24
(6)	人権教育の推進	26
第3章 計画の実現に向けて		
1	関係部局との連携	27
2	新たに検討が必要となる事項への対応	27
3	計画の進行管理	27

序 章 計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の教育は、少子高齢化の進行や産業・経済構造の変化、国際化など社会・環境の大きな変化に伴い、家庭や地域の教育力の低下、児童生徒・保護者のニーズの多様化、安全・安心への不安など、解消すべき多くの課題が生じています。

また、平成23年3月に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の復旧・復興への対応や同時に発生した福島第一原発の深刻な事故が、日本のエネルギー政策に大きな影響を及ぼしていることなど、日本の社会情勢はさらに大きく変化することが予想されます。

このような社会の様々な変化を踏まえ、安倍内閣のもとに平成25年1月から開催されている教育再生実行会議からは次々と提言が出され、様々な教育改革が矢継ぎ早に進められており、教育分野においても、新しい時代の基本的な方向性を明らかにすることが求められています。

平成18年に教育基本法が改正され、新しい時代の教育理念が示されるとともに、国では教育振興基本計画が策定され、「各地方公共団体においてもこれを参酌し、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない」と規定されました。これを受け、鳥取県では、平成21年度から平成25年度を計画年度とする第一期の教育振興基本計画が策定され「自立した 心豊かな 人づくり」を基本理念に鳥取県の教育を推進してきました。そして、平成26年3月には、平成26年度から平成30年度を計画年度とする第二期教育振興基本計画が策定されたところです。

大山町教育委員会では、これまで大山町中期総合計画の中で教育の振興に向けた基本的な考えや施策について示してきましたが、国の教育改革が進められ新たな教育課題への対応が求められる中、幼児教育や学校教育の充実をはじめ、生涯学習やスポーツ活動の推進、文化・文化財の保護・伝承など、今後本町が目指すべき教育の基本的な方向性や施策等を明らかにした教育振興基本計画を策定することにしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、国及び県が示す教育振興基本計画を参酌したうえで、大山町の実情に応じて、本町における教育の振興のための施策に関して基本的な計画を定めるものです。

本町の教育施策に関連する計画として、平成18年策定の「大山町子ども教育振興計画」、平成19年策定の「大山町人権施策総合計画」、平成24年策定の「第2次大山町子どもの読書活動推進計画」などがありますが、さらに、現在、策定作業を行っている計画もあります。

まず、平成27年4月から施行される「子ども・子育て支援新制度」において、策定が義務付けられた「大山町子ども・子育て支援計画」の策定作業を現在、並行して進めています。妊

娠・出産から育児まで、子育てを取り巻く総合的な計画として位置づけられるこの計画の内容を踏まえ、今後、幼児教育、学校教育に関わる計画の内容について整合性を図っていく必要があります。

また、本町の今後10年間の基本的な施策を定める、大山町総合計画（「大山町未来づくり10年プラン」）の策定作業が、平成27年度中に進められます。本教育振興基本計画は、大山町総合計画の教育における分野別計画として位置付けられるものです。

さらに、教育委員会制度改革の中で、平成27年度から首長が主催する総合教育会議が開催されることになり、その中で協議し、大綱を策定することが定められましたが、本教育振興基本計画は、大綱の基礎となる計画と位置付けられます。

本計画は、今後5年間の施策について示すものではありませんが、目まぐるしく変化する社会情勢の中、これらの諸計画との整合性を図りつつ、必要に応じて随時見直しを図っていく考えです。

3 計画の期間

この計画は、平成36年度（2024年度）までを見据えたものとし、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間に取り組むべき施策について示すものです。

第1章 基本構想

1 我が国の教育を取り巻く現状と課題

世界は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動するなど、変化が激しく、先行きが不透明な社会に移行しています。

新興国の台頭をはじめとしてグローバルな経済成長が進む中において、我が国は1990年代のバブル崩壊以降、約20年以上にわたって、経済の停滞に瀕しており、さらには世界に先んじて少子化・高齢化の急激な進行に直面しています。

このような状況の中で、少子化・高齢化による社会活力の低下、厳しさを増す経済環境と知識基盤社会への移行、若年者の失業率・非正規雇用の割合の増加、社会のつながりの希薄化に伴う規範意識の低下、格差の再生産・固定化、環境問題や食料・エネルギー問題などの地球規模の課題への対応といった危機に直面しており、我が国社会の各分野において早急な対応が迫られています。

2 大山町を取り巻く現状と課題

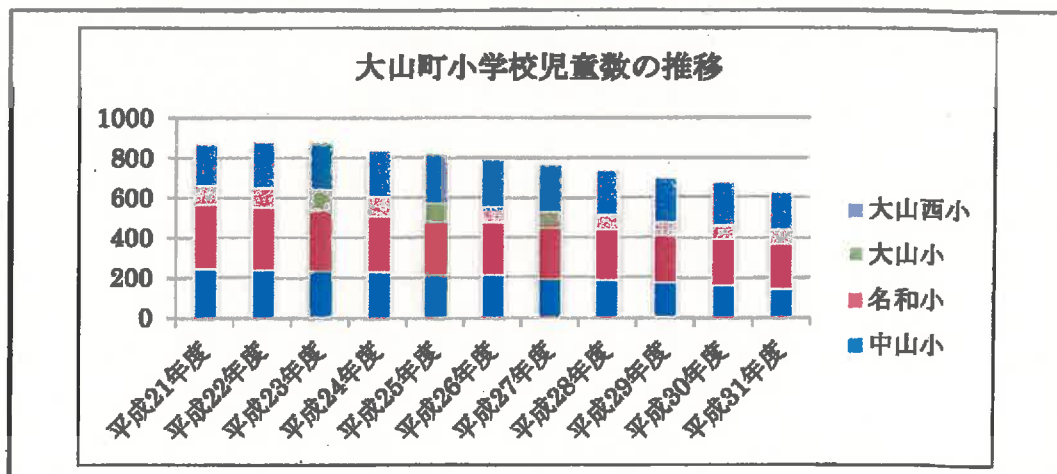
(1) 人口減少、少子高齢化の進行

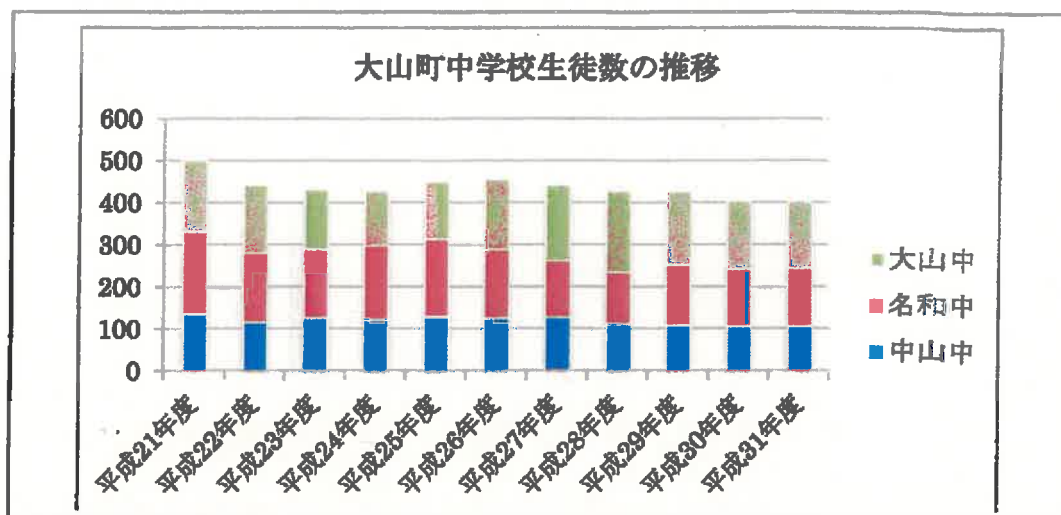
大山町の人口は、平成22年の国勢調査によると17,491人で、平成17年の18,897人に比べ1,406人(7.4%)減少しています。また、65歳以上の高齢化率は年々増加する一方、少子化の進行は深刻な状況となっています。

町内小学校4校の児童数は、平成21年度は869人でしたが、平成26年度には791人と5年間で約1割減少しています。

中学校3校の生徒数についても平成21年度の500人から平成26年度には455人と小学校と同様に約1割減少しています。

一方、社会教育分野においては、高齢化社会が進む中で、成人や高齢者が健康で生きがいを持って主体的に学び続ける生涯学習社会の充実が重要な課題となっています。





(2) 情報化社会への対応

急速に進展する情報化社会への流れの中で、本町においてもインターネットやモバイル通信等が急速に普及しています。情報の入手や通信手段の多様化などの利便性が高まる一方、子どもたちがインターネットや携帯電話、ゲーム機等を通じたトラブルに巻き込まれるなどの危険性も高まっています。

学校では、情報を選択し活用する能力や情報モラルを高める指導を行っていますが、さらに家庭や地域への働きかけを強め、社会全体の取組へと発展させていく必要があります。

(3) 地域コミュニティの希薄化

人口減少や少子高齢化の進展、核家族世帯の増加、ライフスタイルの変化により、地域の人々の交流が減少する傾向にあり、地域コミュニティの希薄化が指摘されています。

東日本大震災などの際にも広く報道されましたが、いざという時には地域社会の「共助」が大きな役割を担います。高齢者の見守りや生きがいづくりの面からも、子どもたちの社会性の育成や登下校時の地域ぐるみの安全体制の確保の面からも、地域コミュニティの活性化が重要です。

また、現在各学校や保育所では様々な場面で地域の方々に関わっていただきながら教育活動を進めています。将来にわたって大山町で暮らしたい、いつかは大山町に戻ってきたいと思えるような、ふるさと大山への誇りや愛情を子どもたちに育てていくためにも、学校・家庭・地域が連携し、これらの取組をさらに充実させていくことが必要です。

(4) 個人の価値観や町民意識の多様性

高度情報化の進展や個人の自由時間の増大などにより、町民一人一人の価値観やライフスタイルが多様化しているとともに、様々な面で個性化も進んでいます。その結果、教育観、職業観をはじめ、あらゆる物事に対する意識も変化してきており、これまでの社会通念が通用しないことも増えてきています。このような社会の中で、学校生活においてもコ

コミュニケーション能力が不足し人間関係をうまく築けない子どもや規範意識の低い子どもなどが増えてきています。学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を改めて自覚し、より連携を深めながら子どもたちの健全育成に努める必要があります。

(5) 教育施設の老朽化

町内には、町立の保育所が5園、小学校が4校、中学校が3校、公民館が（分館も合わせて）5館、図書館が（分館も合わせて）3館、さらには、体育館や陸上競技場など多くの教育施設がありますが、老朽化が進んだ施設も多く、計画的な改修等が必要な状況です。また、教育施設内の備品等にも長期間の使用による劣化が進んだものがあり、計画的な修理や買い替えが必要です。

(6) 大山町の財政状況と教育予算

大山町の予算は近年約100億円程度で推移していますが、その約半分は地方交付税で賄われています。平成17年に旧大山町、名和町、中山町が合併して以降、平成26年度までは合併算定替措置による交付税の増額がありましたが、平成27年度からは増額分が段階的に削減され、平成31年度以降は平成26年度と比べて約10億円の減となる見込みです。また、第2次安倍内閣の経済対策により、近年、特に大企業の業績は改善傾向が見られますが、地方の中小企業への波及効果はほとんど認められず、長引く不況の影響から、本町の税収についても厳しい状況が続いています。

このような中、本町でも行財政改革を迫られ、役場職員の人員削減をはじめ、大胆な財政のスリム化を推し進めているところです。本町では、次代を担う子どもたちの育成に向けた教育予算については、これまで手厚い配分をしてまいりましたが、このような町財政の中で、教育行政についてもこれまで以上に効率的な予算活用をしながら、本町の教育の充実を図っていくことが求められています。

3 大山町が目指す教育の姿

(1) 基本理念

大山の恵みを受けて 生き生き輝く 人づくり

大山町では「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」を将来像として掲げた「大山町総合計画」を平成18年6月に策定し、町づくりを展開してきました。特に、教育分野においては「個が輝く教育文化～地域特性を活かし、共生する教育文化のまちづくり～」を基本理念として掲げ、取組を進めてまいりました。

また、平成17年8月には、乳幼児期から“児童期”の子育てへの支援や教育の在り方を示す「大山町次世代育成支援行動計画」を策定しました。そこには、「“子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にある”という基本認識の下に、家庭や地域など、子どもたちを取り巻くすべての場で、子育てについての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるようなまちづくりをめざします」と基本理念が示されています。本教育振興基本計画と並行して策定されている「大山町子ども・子育て支援計画」においても、その基本理念は引き継がれています。

これからの大山町の教育振興においては、大山町の豊かな自然・歴史・文化・産業等の資源を“大山の恵み”と捉え、それらを活かしながら、家庭・保育所・学校・地域が一体となって、子どもたちに豊かな心と健やかな体、確かな学力を育むとともに、生涯にわたって“大山の恵み”享受しながら、人と人とが豊かにつながり合い、学習活動やスポーツに親しみながら、一人一人が生き生きと暮らしていくことのできる人づくり、まちづくりを進めていきます。

(2) 基本目標

基本理念「大山の恵みを受けて 生き生き輝く 人づくり」を実現するため、幼児教育、学校教育、社会教育の各分野における基本目標を設定し、その目標達成に向けた各種施策を展開します。

【幼児教育】

豊かな自然環境や温かい人間関係の“恵み”を受けて、心豊かでたくましい大山の子を育てます。

- 基本的な生活習慣・生活リズム・マナーなど、生きる力の基礎を身につけた子どもを育てます。

- 進んで体を動かし遊ぶたくましい体と何事も粘り強くやり遂げる忍耐力をもった子どもを育てます。
- 進んで人と関わりながら、人の話を聞いたり自分の想いを伝えたりできる子どもを育てます。

【学校教育】

ふるさと大山を愛し、自ら学び続ける、心豊かでたくましい大山の子を育てます。

- ふるさと大山を愛し、自分も他者も大切にできる心豊かな子どもを育てます。
- 生涯にわたり進んで学び、自ら考え、判断し、表現できる確かな学力をもった子どもを育てます。
- しなやかで強い体を持った健康でたくましい子どもを育てます。

【社会教育】

生涯にわたって、生き生きと学んだりスポーツに親しんだりしながら、豊かにつながる人づくりを進めます。

- 生涯各期の学習課題や町民からの学習要求に応じた学習プログラムや教育環境を提供します。
- 町民が気軽に体カづくりやスポーツに親しめるよう、スポーツ指導者や推進組織、スポーツ施設などの環境を整えます。
- 公民館が核となり、町民が集い、交流する活発な学習活動を展開します。
- すべての町民に読書の楽しさや喜びを提供し、本のあるまちづくりを進めます。
- 人と人とが豊かにつながり、学び合いながら、あらゆる差別を許さず差別をなくしていくとうとする人権尊重のまちづくりを推進します。
- 文化財の調査や保護を進める一方、地域の歴史や文化に触れ学ぶことができるよう、文化財を有効活用できる環境整備に努めます。

第2章 基本計画

1 幼児教育の充実

豊かな自然環境や温かい人間関係の“恵み”を受けて、心豊かでたくましい大山の子を育てます。

(1) 保育所における保育の充実

【状況と課題】

大山町では平成18年4月の機構改革により、保育所関係業務、放課後児童クラブ等の子育て支援業務の一部を福祉部局から教育委員会事務局に移管しました。これは、教育の基本は幼児教育にあるという考えから、保育やその他の子育て支援業務について教育的側面を重視しながら、総合的・系統的に進めることをねらいとしたものです。そして、幼児期から児童期の教育の在り方を示す「子ども教育振興計画」を平成18年9月に策定し、保育所と小学校との円滑な接続を重視した取組を進めてまいりました。

合併当時は町立保育所が10か所設置されていましたが、園児数の減少や施設の老朽化などの課題が指摘されておりました。そのような中、平成20年1月に示された「大山町教育審議会第1次答申」に基づき、保育所の再編を進めることとなり、旧町ごとに保育サービスを統合した拠点保育所を1園ずつ新設するとともに、大山地区、名和地区には小規模の保育所も1園ずつ残り、10保育所を5保育所に再編する計画が策定されました。そして、平成24年4月には「大山きゃらぼく保育園」と「中山みどりの森保育園」を、平成26年4月には「名和さくらの丘保育園」を開園し、現在に至っています。

本町の子ども教育に関わる課題として、平成18年に策定された「子ども教育振興計画」においても次のような点が挙げられています。

- ① 基本的な生活習慣・生活リズム・マナーが定着していない子どもの増加
- ② 人の話がきちんと聞けないなど、周りとのコミュニケーションや関わりがうまく取れない子どもの増加
- ③ 体力や忍耐力が不足している子どもの増加
- ④ 食事・読書・メディア等に関する、保護者の価値観や環境・ニーズの多様化
- ⑤ 家庭や地域社会の中で子どもを育てる教育力の低下
- ⑥ 保育所・小学校・中学校・その他の関係機関の連携が不十分

本町ではこれらの課題解決に向けて、小学校教員の1日保育体験研修、保育士の1日小学校体験研修、小学校教員の長期社会体験研修制度を活用した1年間の保育所研修などの取組により保・小連携を一層充実させるとともに、保育士が様々な研修に参加する機会を増やすとともに、教育委員、教育委員会事務局等による計画訪問も実施し、保育、幼児教育の質の向上に努めています。

平成 27 年 4 月には、子ども子育て支援新制度が始まります。多様な保育サービスが求められる一方で、保育士や保育補助を行う職員が不足し、人員確保が難しいという現状もあります。それらを含めた保育体制の整備も大きな課題です。

【施策の方針】

大山町で生まれ育つ子どもたちが、豊かな自然環境や温かい人間関係の“恵み”を受けて、心身ともに健全に成長し、基本的な生活習慣や忍耐力、思いやりや協調性を身に付け、自分や周りの人々やふるさとを愛する心を持って育つよう、保育所、家庭、地域、関係者が連携して取り組めます。

【基本施策】

① 保育内容の充実

保育所保育指針に沿った保育の展開を行うとともに、豊かな情操をはぐくむ「絵本の読み聞かせ」や体力づくりを図る「リズム運動」、言葉に対する感覚や表現する力を育む「いきいき遊び」、地域の人や自然と触れ合う体験活動、食に関する体験活動などを積極的に取り入れ、知・徳・体をバランスよく育む保育を行います。

② 保育士の資質向上

保育士の研修参加の機会を保障したり町独自の研修を企画したりするとともに、研修体制を整備し、保育士の資質向上に努めます。

③ 保・小連携の推進

保育所と小学校との連携を進める中で、保育所から小学校への円滑な接続に努めるとともに、障がいのある児童への適切な就学指導や支援体制の整備を図ります。

(2) 家庭における子育てへの支援

【状況と課題】

核家族化、少子化、共働き家庭の増加など、社会の変化の中で、子育ての形態も変化しつつあります。本町においても、小さい時期から保育所に子どもを預け、仕事に出られる家庭が多く、家庭で子育てをする親は少ない状況です。そのような中、子育てに悩みを抱えながらも相談する相手がなかなかなく、孤独な子育てをしている若い親もあるようです。

本町では、家庭における子育てを行う保護者等への支援と交流の場として、大山、名和、中山の3地区に子育て支援センターを設置しています。大山地区、中山地区については、拠点保育所の建物内に併設し、来所される保護者に保育所の様子も見ていただくことができます。

また、子育て中の親が集まって、子育てアドバイザーから様々なアドバイスを受けると同時に、親同士がともにつながり交流し合うことを意図した講座「子育ての旅」を平成 22 年度から開催しています。これまで 10 グループ（115 人）の方々が講座を修了されましたが、修了後も、定期的受講者が集まるなどの交流が続いており、受講者からも高い評価を受けています。

さらに、一時的な子どもの預かりなど育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人等で構成する会員組織「ファミリーサポートセンター」の活動も行っています。

今後もこのような子育て支援事業を総合的に実施し、地域のみんなで子育てを支える環境づくりを進めていくことが求められています。

【施策の方針】

家庭における子育てを地域で支える環境づくりや仕組みづくりを進め、子育てしやすい町づくりに努めます。

【基本施策】

① 子育て支援センターの充実

町内3地区の子育て支援センターが相互に連携を取りながら、育児教室の充実、子育て支援や効果的な交流の場づくりを進めます。

② 子育て講座「子育ての旅」の開催

1講座6回の子育て講座を年間2講座開催し、子育てアドバイザーから学びながら親同士がつながり交流し合う場を提供します。

③ ファミリーサポートセンターの活動推進

援助を受けたい人（お願い会員）と援助を行いたい人（引き受け会員）さらにはその両方をされる人（両方会員）とで構成する会員組織「ファミリーサポートセンター」のコーディネーターを幼児教育課に配置し、相互につながりながら子育て支援を進めます。

(3) 放課後児童クラブの適切な運営

【現状と課題】

近年、少子化が進む一方で、核家族化、共働き家庭の増加などにより、家庭や地域における子どもの養育機能の低下が懸念されています。

このような社会環境において、子どもが元気で健やかに育つ社会、子育ての喜びを共にする社会を構築していくことが重要な課題となっています。

本町では、共働き家庭などの理由により、放課後家庭に大人のいない小学校1～4年生の児童について、放課後児童クラブを5か所開設し、児童に適切な遊びや生活の場を与えています。また、そのうちの4か所においては、長期休業中にも、児童クラブを開設し、終日、児童を預かりながら、児童の自立を促す取組を進めています。

地域間の差はありますが、登録を希望する家庭が増加傾向にあり、今後、拡充の必要が生じた場合の施設や指導員の確保などが課題となっています。

【施策の方針】

放課後児童クラブについて、学校や保護者の理解を得ながら、適切な運営に努めます。

【基本施策】

① 設備の充実と適切な指導員の配置

放課後児童クラブは、空き教室や公民館、児童館等の社会資源を活用した運営を進めていきます。また、指導員を適正に配置し、児童の安全管理、情緒の安定を図りながら円滑

な運営に努めます。

② 保護者との連携

保護者に児童の様子を伝え、相互理解を深めていくとともに、保護者が子育ての責任を果たせるよう支援していきます。

③ 学校等関係機関との連携

子どもの生活と遊びの場を広げるために、体育館や校庭等を活用できるよう、施設面での連携を図ります。

(4) 子ども読書活動の推進

【現状と課題】

本町では、平成19年に「大山町子どもの読書活動推進計画」を制定し、関係機関が連携しながら子どもの読書活動を推進してきました。特に、幼児期における絵本の読み聞かせは、子どもたちに豊かな情操や想像力を育むとともに親子の触れ合いを深めるきっかけとして大変重要と考え、6か月の乳幼児と保護者に絵本を配布するブックスタート、3歳児でのブックセカンドに加え、就学前の5～6歳児を対象としたブックサードも行い、幼児期から本に親しむ生活を進めています。また、図書館本館、名和分館、大山分館の3か所の図書館を整備しているほか、各保育所にも絵本コーナーを整備して絵本の貸出を行うなど、乳幼児期からの読書環境の整備に努めています。平成24年には「第2次大山町子どもの読書活動推進計画」を策定し、引き続き子ども読書活動を推進していく考えです。

本町の取組が多く数の保護者の方々に喜ばれている一方で、テレビやゲームなどが普及する今日、よく絵本を読む親とそうでない親との二極化が進んでいる傾向もうかがえます。今後も継続した取組と一層の保護者啓発を進めていくことが求められます。

【施策の方針】

家庭や地域、保育所、子育て支援センター、図書館等が連携して読書環境を整備し、乳幼児期の子ども一人一人が読書に親しむ機会を増やし、自主的な読書習慣の定着を目指します。

【基本施策】

① 保育所における読書活動の推進

保育所では、子どもたちがいつでも本に親しめるよう絵本コーナーを設置するとともに、子どもたちの成長に合った本を選べるよう蔵書台帳を整備し、読書環境を整えます。また、保育士や司書による絵本の読み聞かせ、保護者に向けた「えほんだより」の発行などを行い、読書活動の推進・啓発に努めます。

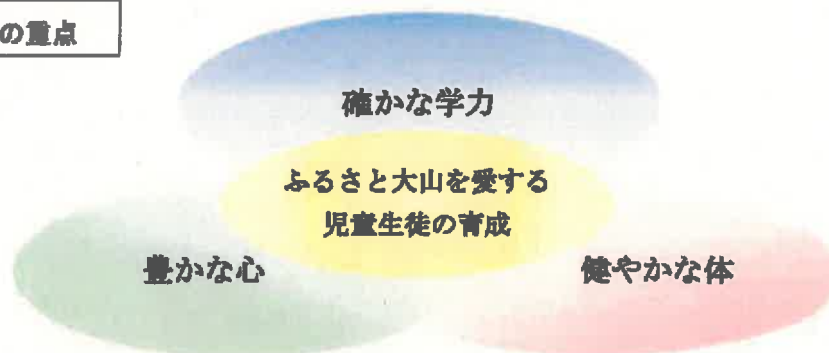
② 家庭・地域での読書活動の推進

乳幼児期から絵本や童話に親しむことができるよう、幼児教育課、保健課、町立図書館などが連携して、ブックスタート、ブックセカンド、ブックサードの取組を継続し進めます。また、子育てサークルや子育て支援センターの活動に合わせて司書が絵本の読み聞かせや絵本の紹介を行い、家庭での読書を支援する取組も進めます。

2 学校教育の充実

ふるさと大山を愛し、自ら学び続ける、心豊かでたくましい
大山の子を育てます。

学校教育の重点



(1) 確かな学力の育成

【現状と課題】

本町では、平成17年から保育所を教育委員会の所管とし、「子ども教育プログラム」を策定する中で保・小が到達目標を共有し連携を進めながら、保育所から小学校への円滑な接続を進め、小1プロブレムなどの問題を解消してきました。

また、児童・生徒一人一人の学力の状況を正しく把握し、実態を正確に分析するため、平成20年度から小学校3年生については国語、算数の2教科、小学校4年生から中学校1年生までは、理科、社会を加えた4教科、中学校2、3年生については、英語を加えた5教科の標準学力調査を実施しています。また、それに合わせて、学習状況・生活行動調査も実施し、子どもたちの生活状況の把握も行ってきました。各学校において、その結果を分析し、個別の指導に役立てるとともに、学級や学年、さらには学校全体での授業改善や学力向上の取組に活用してきました。

これらの調査結果によると、本町児童・生徒の学力の状況は、全体的な傾向としては、近年、向上してきていると言えます。ただし、基本的な知識・技能の定着は良好であるのに対し、それらを活用して思考・判断したり表現したりする力に課題が見られます。

また、上位層の児童・生徒の割合が少ないという傾向も見られます。

さらに、改善傾向は見られるものの、家庭学習の時間が全国や県と比較して大幅に短く、一方で、テレビやゲーム、インターネットに接している時間が大変長いという課題も認められます。

こうした状況の背景には、児童・生徒自らが進んで学習に取り組む態度が十分身に付いておらず、受け身の学習になりがちであることが考えられます。

また、少子化、核家族化が進む中で、共働き家庭の多い本町では、保護者の帰宅まで子どもだけで過ごす家庭も増加していること、子どもの遊びがテレビやゲーム、インターネット

などに依存していることなどが考えられます。

今後は、特にメディアとの付き合い方などに重点を置いた基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けた取り組みが必要です。また、他者とのコミュニケーションを図りながら、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力を身に付けた子どもたちを育成していくことが求められています。

【施策の方針】

保・小・中連携による学力向上の取組を進める中で、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、それらを活用して問題を解決する思考力・判断力・表現力を育む授業づくりを進め「確かな学力」を育成します。

【基本施策】

① 保・小・中連携による学力向上

中学校区ごとに地域の児童・生徒の現状や課題、目指す子ども像を共有するとともに、合同の授業研究会や共通実践を行うことで、保育所・小学校・中学校で一貫した継続性のある指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用する思考力・判断力・表現力を育成します。また、児童・生徒が相互に交流する学習活動や自主定期・自発的な活動を積極的に推進することで、児童・生徒の自尊感情を高め、自ら学ぼうとする意欲を高めます。

② きめ細やかな指導の充実

県と連携しながら、小学校 1, 2 年生の 30 人以下学級、3~6 年生の 35 人以下学級、中学校 1 年生の 33 人以下学級、2, 3 年生の 35 人以下学級を実現します。また、町独自に学習支援員を配置し、特別な支援を要する児童・生徒へのきめ細やかな指導を行います。

③ 家庭学習の充実

児童・生徒が自分の力で家庭学習に取り組むための手掛かりとなることを意図して、平成 25 年度に「家庭学習の手引き」を作成し、全ての児童・生徒に配布しています。各学校では、その活用も含めて家庭学習についての指導を行い、学習習慣の確立に努めます。

④ 図書館教育の充実

町独自に各小・中学校に司書を配置し、司書教諭と連携しながら、蔵書管理や図書館環境の整備、児童・生徒の読書活動の推進や学習支援のためのリファレンスの充実などに努めます。

(2) 豊かな心の育成

【現状と課題】

全国的に情報化、都市化、少子化など社会の変化を背景に、生活体験の不足や人間関係の希薄化、働く意欲や規範意識の低下などが顕著になっており、子どもたちにおいても、好ましい人間関係を築けないことや社会性の育成が不十分であるという課題が指摘されており、その傾向は本町においても同様です。

また、いじめ問題が大きくクローズアップされている今日、人を思いやる心、自他の権利を尊重する心、感謝する心や感動する心などを児童・生徒にしっかりと育てていくことが求められており、人権教育や道徳教育の一層の充実に向けて努めていく必要があります。

今後、学校、家庭、地域の連携強化を図り、世代を超えた交流や豊かな体験活動を充実していくことで、子どもたちの豊かな心や道徳性を地域社会全体で高めていく取組を推進していく必要があります。

【施策の方針】

豊かな体験活動を通して、感動する心や思いやりの心など豊かな心を育成するとともに、自他の権利や生命を尊重する行動ができる児童・生徒を育てます。

【基本施策】

① 人権教育の充実

人権教育の全体計画に基づき、学校の教育活動全体を通して、子どもたちの自尊感情を育むとともに、自他の人権を尊重しようとする意欲と実践力を育てます。

② 道徳教育の充実

自立心や自律心、自他の生命を尊重する心、基本的な生活習慣や規範意識、社会の形成に主体的に参画する態度などの道徳性を養う道徳教育を推進します。

そのためにも、保護者や地域との連携を深め、子どもたちの道徳性を地域社会全体で高める道徳教育を実施します。

③ 豊かな体験活動の推進

各学校の実情に応じ、各教科や総合的な学習の時間、特別活動など多様な教育活動を通じて、自然体験、社会体験、ボランティア体験、異学年や高齢者との交流活動などの体験的・実践的活動を推進し、子どもたちの豊かな感性や情操を育みます。

(3) 健やかな体の育成

【現状と課題】

生涯にわたり心身ともに健康で、活力ある生活を送るためには、幼少期のころから主体的に運動に親しむ習慣を身に付け、基礎的な体力を養うとともに、望ましい食生活など健康的な生活習慣を形成することが大切です。

本町の子どもたちの体力・運動能力の状況は、平成 25 年度の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ると、多くの学年、多くの種目で、全国平均、県平均を下回っているという現状にあり、特に小学校段階でその傾向が顕著です。

また、朝食を食べている子どもの割合は、全国平均、県平均と比較しても高い値ですが、その内容まで調べてみると、十分な栄養がとれていない児童・生徒も少なくない状況が伺えます。

このような状況の背景として、少子化、過疎化が進む本町においては、学校統合などによって通学距離が長くなったことから、多くの児童生徒がスクールバスによる登下校をしており、日常的に歩く機会も少なくなっていることなどが考えられます。

また、地域で子ども同士が集まって外遊びする機会が少なくなってきたり、家庭でテレビやゲームなどに親しみながら過ごす時間が全国平均や県平均と比較しても長いという生活状況も関係していると考えられます。

さらに、スポーツ少年団やスポーツクラブ、中学校の運動部に所属し、特定の運動種目に熱心に取り組む児童・生徒がいる反面、日常的に、ほとんど運動しないという児童・生徒もあり、二極化が進んでいる傾向も見られます。

今後は、食習慣も含めた生活習慣の改善、学校における一層の体力向上の取組の工夫を行うとともに、体育や保健体育の学習を見直し、育てたい力を子どもたち一人一人にしっかりと身に付けさせる努力も必要です。

【施策の方針】

生涯にわたって運動に親しみ、健やかな体を育成するとともに、健康で安全な生活を送ることができる子どもたちを育成します。

【基本施策】

① 学校体育及び運動部活動の充実

基礎的・基本的な体力・運動能力を身に付け、生涯にわたって運動に親しむ習慣を育むために、育てたい力を明確にしながら運動の楽しさを体感できる体育学習、保健体育学習の推進に努めます。また、小学校においては、放課後等も含めた創意ある体育的活動の充実に努めるとともに、中学校においては、外部指導者の活用等も行いながら運動部活動の充実に努めます。

② 健康・安全教育の推進

感染症やアレルギー疾患など、児童・生徒の健康に関する問題が複雑化・多様化していることから、病気の予防に関する教育や喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育、交通事故等によるけがの防止に関する教育について、関係機関や家庭と連携して取り組み、健康な体づくりを進めます。

(4) ふるさと大山を愛する児童・生徒の育成

【現状と課題】

本町には、美しい日本海から大山山頂までを含む豊かな自然と、大山寺をはじめとする歴史的・伝統的な文化財が数多くあり、これらは私たち町民の誇りです。

児童・生徒が本町の豊かな自然や歴史、文化などに誇りと愛着を持ち、ふるさと大山を愛する心を育てていくためには、各学校において、地域の特色を生かしながら、地域の自然や文化、人材を教育資源として積極的に活用していくことが必要です。

【施策の方針】

ふるさと大山に誇りを持ち、ふるさとを愛する児童・生徒を育てるために、地域の自然・文化・人材を教育資源とし、地域とつながりのある教育活動を推進します。

【基本方針】

① 地域の特徴を生かした教育活動の推進

学校ごとに自然環境、文化財、人財など、地域の特徴を生かした教育活動を積極的に取り入れ、生活科、社会科、理科、総合的な学習の時間、特別活動など様々な教科等の教育課程に位置付け、体験的な教育活動を推進します。

② ふるさと教材「わたしたちの大山町」の活用

平成19年度に作成したふるさと教材「わたしたちの大山町」(小学校3・4年編、小学校5・6年編、中学校編)を定期的に改定しながら、該当学年の全ての児童・生徒に配布しています。各学校における本教材の積極的な活用に努めます。

(5) 生徒指導の充実

【現状と課題】

本町における、不登校を含む30日以上長期欠席の児童・生徒の出現率は、平成23年3月は小学校0.57%、中学校4.07%と特に中学校において大変高い状況にありました。その背景には、不安定な家庭の状況や人間関係を築くことの苦手な児童・生徒の増加、なかなか学習に意欲を持ってない児童・生徒の増加など様々な状況がありました。この状況を改善するため、「新たな不登校を生まない」を合言葉に、学校と教育委員会、寺子屋や関係機関が連携しきめ細やかな不登校対策に取り組んできました。その努力の成果もあり、平成27年2月時点の不登校を含む長期欠席児童・生徒の出現率は小学校0.40%、中学校2.04%と、中学校で半減しています。

平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づき、本町では平成26年1月に「大山町いじめの防止等のための基本的な方針」を定めました。「いじめが起きることは恥ではないが、それを見逃すことは恥である」という考えのもと、いじめ防止はもとより、早期発見、早期対応に努めています。

そのほかにも、各学校では、分かる授業づくり、人権教育等を通じた仲間づくりなどに積極的に取り組みながら、自己指導力の向上を図り、児童・生徒一人一人の健全な成長に努めてきました。しかし、子どもたちを取り巻く社会環境は決して改善されたわけではありません。近年では、ゲーム機やスマートフォンなどの普及に伴いインターネットを介したトラブルが増加しており、全国的には犯罪に巻き込まれる子どもたちも少なくありません。保護者への啓発も含めた様々な取組が求められています。これからも、引き続き関係機関が一層連携を強めながら、取組を進めていく必要があります。

【施策の方針】

一人一人の児童・生徒の個性の伸長を図りながら、社会的な資質や能力、態度を育成し、健全な成長に努める。

【基本施策】

① 不登校の未然防止と早期対応

学校と教育支援センター寺子屋、関係機関が連携を取りながら、不登校の未然防止と早

期対応に努めます。また、不登校傾向の児童生徒に対して、学校組織としてきめ細やかな支援を行います。

② いじめの防止

いじめは許されない人権侵害であるという共通認識のもと、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、早期発見、早期対応に努めます。

③ インターネットに関わるトラブルの防止

インターネットを使う場合のマナーや情報モラルの指導、インターネットに関わる様々なトラブルの危険性などについての学習を充実します。また、家庭におけるルールづくりやフィルタリングの利用について保護者啓発にも努めます。

④ 自己指導力の向上

日々の授業はもとより、学校生活の様々な場面で、児童生徒の自己決定の場、共感的人間関係づくり、自己存在感・自己有用感を育む教育活動に努め、児童生徒の自己指導力の向上に努めます。

(6) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

近年、発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の割合が増加傾向にあり、平成24年度に実施された文部科学省による調査によると、通常学級に在籍する児童・生徒のうち、発達障がいの可能性のある小・中学生が6.5%に上ることが明らかになりました。

平成26年度現在、本町においては、特別支援学級が4小学校で8学級、3中学校で6学級設置されており、小学校児童22名、中学校生徒11名が在籍しています。また、通常学級に在籍する児童の中には、名和小学校に設置されている通級指導教室に通いながら、通級指導を受けている児童が23名います。さらに、それ以外にも、特別な支援を要する児童・生徒があり、一人一人に対応した適切な支援が求められています。

各学校においては、状況に応じて支援会議を開いたり、関係機関と連携を図ったりしながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し計画的・継続的な支援を行っています。

また、これらの特別な支援を要する児童・生徒に対応するため、町独自に学習支援員を配置しています。

インクルーシブな教育システムの推進が求められている今日、障がいのある児童・生徒の適切な就学指導や個に応じたきめ細やかな支援について、教職員の研修、保護者や地域社会への啓発等を一層進めるとともに、学習環境の整備などにも努めていく必要があります。

【施策の方針】

一人一人の特性に応じた指導・支援を工夫し、個々の児童・生徒の可能性を最大限伸ばします。

【基本施策】

① 特別支援教育に関する教職員の研修の充実

多様化・複雑化する児童・生徒の障がいについて、それぞれに応じた適切な支援を充実

させるため、各学校における校内研修を推進するとともに、町主催の研修会も開催し、教職員の特別支援教育への理解を深めます。

② 就学支援体制の充実

幼児・学校教育課と健康対策課が連携し、保育所段階からの適切な就学指導や就学支援を行うとともに、保・小・中の連携を通じて将来の進路を見据えた適切な就学指導に努めます。また、保護者や学校の求めに応じて、医師を含む関係機関等の専門的知識のある委員による「大山町就学支援会議」を随時開催できる就学支援体制を整えます。

③ 特別支援教育啓発活動の推進

特別支援教育に対する正しい知識や理解が得られるよう、児童・生徒をはじめ、保護者、地域社会への啓発活動を推進します。

(7) 学校給食の充実及び食育の推進

【現状と課題】

今日、国内全般に見れば生活水準が向上し、食生活も豊かになりました。しかし、一方で、不規則な生活や偏った食事内容からくる栄養の不均衡も見られます。また、栄養の偏りに加えて運動不足等の要因も重なり、肥満、貧血などの健康被害が小中学校の時期から問題となっています。また、食物アレルギーのある児童・生徒の増加、ノロウィルスなどによる食中毒の問題など食を取り巻く課題は多様化しています。

学校給食は、これらの様々な課題を踏まえながら、安心・安全でおいしく、バランスのとれた給食を提供することに加え、生涯を通じて健康な食生活に関する理解を深めていくこと、食事のルールやマナーを身に付けることなど、重要な意義や役割を果たしています。

本町では、平成21年度からは調理業務を民間事業者に委託し、2つの給食センターと2校の自校調理場において、給食を調理、提供しています。安全・安心への一層の配慮はもとより、地産地消率の向上にも努力し、できる限り町内産の食材の使用に心がけています。

また、児童・生徒が食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における食に関する指導を充実していくことも求められています。

【施策の方針】

安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めます。また、「大山町食育推進計画」に基づく食育を推進し、児童・生徒が自ら健やかな体を作ることに関心を持ち、積極的に健康や食生活に関わる能力を育成します。

【基本施策】

① 学校給食施設の整備と衛生管理の徹底

学校給食施設や設備等の老朽化に対し、適宜改修等を行うとともに適正管理を行い、事故防止や衛生管理の徹底を図ります。また、給食調理に携わる職員や事業者への指導を徹底し安全で安心な学校給食の提供に努めます。

② 学校給食の充実

郷土料理や伝統料理など古くから伝わる食文化の継承にも配慮しながら、栄養バランス

のとれた、おいしい学校給食の提供を目指します。また、地産地消に努め、できるだけ地元の新鮮で低農薬の食材を使用した安全で安心な給食の提供にも努めます。

③ 地域全体で取り組む食育の推進

生活科、家庭科、特別活動等における食に関する指導はもとより、「大山町食育推進計画」に基づき、家庭や地域と連携した食育を推進します。

(8) 教育環境の整備・充実

【現状と課題】

大山町内の4小学校、3中学校のうち3小学校、2中学校の5校は建築されて30年以上経過していますが、平成20～22年度に耐震補強を終え、耐震化率は100%を達成しています。3小学校については、耐震補強と合わせて大規模改修も行い、1中学校については、平成26年度に外壁等の全面的な改修工事を行いました。残る1中学校は老朽化が進んでいます。また、比較的新しい1中学校も築20年を経過し、改修の必要な箇所が少なからず見られます。また、校舎、体育館だけでなくプールの老朽化の問題等も指摘されており、それぞれの学校の状況に応じた安全で質の高い教育環境を整備していくことが求められます。

【施策の方針】

児童・生徒の安全・安心を確保し、より良い教育環境の整備を進めます。

【基本施策】

① 学校施設の改修の推進

児童・生徒が安全な学校施設で、多様な学習に対応できる教育環境を整備するため、施設の改修を計画的に実施します。

(9) 教職員の資質の向上

【現状と課題】

児童・生徒の成長や発達、人間形成に大きな影響を与える教職員には、教育者としての使命感や倫理観、幅広い専門的知識や豊かな教養、そして、それらに基づく実践的な指導力が求められます。また、社会の変化や保護者の価値観の多様化といった今日的課題に的確に対応していく力も必要になってきています。

一方で、鳥取県内における教職員は今後、大量退職・大量採用の時期を迎えることになり、ベテラン教員の知識や経験を若手・中堅の教員にいかについでいくかが喫緊の課題です。

本町では、各学校の授業研究への支援を行うとともに中学校区での学力向上への支援を行いながら、小・中学校が連携した授業研究を推進しています。また、独自に教育研究所を設置し、管理職、中堅等の経験に合わせた教職員研修を企画、実施してきました。さらに、小・中学校教職員によって構成される町教育振興会を支援し、中学校区ごと、教科・領域ごとなどに教職員が互いに学び合う研修を推進しています。

教職員の多忙化が進む中、今後も時代の教育課題を見据えた、効果的・効率的な研修の機会を作っていくことが求められます。

【施策の方針】

教職員が互いに学び合う機会を充実し、授業力や指導力に優れた信頼される教職員を育成するとともに、資質向上に向けた効果的な研修を推進します。

【基本施策】

① 研究授業や公開授業の促進

各学校の研究授業や公開授業について、学校からの求めに応じ指導主事を派遣し、指導・助言を行います。また、小・中学校が連携した中学校区ごとの学力向上の取組への支援を行い、小・中学校合同の授業研究の取組を推進します。

② 教職員研修の充実

教育研究所を中心に、教頭研修、中堅教員研修、初任者研修など、それぞれのキャリアに応じた研修を行いながら人材育成に努めるとともに、脳活学習の研修、道徳教育研修、特別支援教育研修、特別活動研修など今日的な教育課題への対応力を高めるための研修等も実施します。

3 社会教育の充実

生涯にわたって、生き生きと学んだりスポーツに親しんだりしながら、豊かにつながる人づくりを進めます。

(1) 生涯学習環境の充実

【現状と課題】

生涯学習は、生涯の各ステージにわたり、あらゆる学習の場や機会を利用して、自分に適した手段や方法で自発的に行う学習活動です。

本町では、中山、名和、大山地区それぞれの公民館に加え、大山公民館には、2つの分館があり、計5つの公民館で様々な教室や講座を開設して町民の生涯学習を支援しています。また、中山地区にある町立図書館（本館）と合わせて、名和公民館内、大山公民館内に図書館の分館を設置し、身近に本のあるまちづくりを推進しています。

大山地区については、旧小学校区ごとに1つの公民館があり、地域住民にとっても比較的身近な施設となっていますが、中山、名和地区においては、広い地区内に1館のみの公民館であり、交通手段の問題も含めて、積極的に活用する住民が固定化している傾向があります。

現在、旧小学校区ごとに「地域自主組織」の設立を進めており、その拠点施設が地域コミュニティの拠点としての役割を果たしていくことが求められています。今後、公民館活動と「地域自主組織」との連携や役割分担について協議し、多様な住民のニーズに応じた学習環境づくりを一層進めていくことが求められます。

【施策の方針】

生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰でもが主体的に幅広い生涯学習の機会を享受できる学習環境の整備を図り、町民一人一人が心豊かな生活を送ることができるよう、ニーズに応じた学習環境の充実に努めます。

【基本施策】

① 地域住民が集う場の提供

公民館が地域コミュニティ形成の拠点としての役割を果たし、誰もが気軽に立ち寄り、情報交換や交流ができる場となるように努めます。

② 施設環境の整備

老朽化した公民館等の社会教育施設について、計画的な改修等を行いながら、安全で快適な学習環境となるよう努めます。

(2) 多様な学習機会の提供

【現状と課題】

本町では、公民館を拠点としながら、講座、教室など様々な学習機会の提供を行っていま

す。地域課題、現代的課題の啓発、興味や関心を共有する仲間づくりにつながることを目的とした講座等を実施し、継続的な学習や交流の場を形成することに努めています。

また、中山中学校の空き教室を活用して、週1日、大人を対象とした教科学習を行う「大山カレッジ」を開設し、学び直しの機会を提供しています。

図書館においても、図書の貸出業務のほか、スタンプラリーや読み聞かせ会など様々な企画を工夫し、読書活動の推進に努めています。また、公民館内に設置されている2つの図書館分館については、公民館の閉館時刻に合わせて夜10時まで開館しており、町民が図書に親しみやすい環境づくりに寄与しています。

そもそも、生涯学習は、学習者の自発的な意思に基づくものであり、行政としては、学習の場や機会を提供することを通じて、町民の自発的な学習活動をいかに図っていくかということに重視していく必要があります。

これまで継続してきた講座や教室について、活動の輪を一層広げていくとともに、新たなニーズに応じた講座や教室を開発していくことも求められます。

【施策の方針】

社会の変化に対応できる学習体制の拡充と町民の多様なニーズに応じた学習機会を提供し、町民一人一人の心豊かな暮らしの実現を目指します。

【基本施策】

① 学習ニーズに応じた学習情報や学習機会の提供

社会教育委員や公民館運営審議会委員の方々の意見を伺いながら、地域住民の学習ニーズを的確に把握して講座や教室の開設を行い、目的に応じた学習機会の提供に努めます。また、それらの講座や教室の活動状況の広報などを行いながら、学習情報の提供に努めます。

② 生涯学習の意識啓発

生涯学習の重要性についての啓発に努めるとともに、学習希望者に対する働きかけを進め、生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

③ 図書館機能の充実

町民の多様な学習ニーズに応えるため、図書や設備の一層の充実に努めるとともに、本館と分館、県立図書館等とのネットワークを活かしながら、利用者へのサービス向上に努めます。

(3) 地域スポーツ活動の充実

【現状と課題】

近年、少子高齢化、情報化などが急速に進む中で、私たちの生活様式は大きく変化しています。また、生活の利便性、交通システムの発達や自家用車の普及など、社会の高度化による身体活動の機会の減少や人間関係の複雑化による精神的ストレスの増大など、人々が心身ともに健康で活力のある生活を営んでいくことが困難になってきています。

このような中、スポーツは身体の健康の保持増進や体力の維持向上への効果が期待できる

とともに、身体を動かすことにより、爽快感、達成感、連帯感といった精神的な充足を与えます。

本町では、体育協会が主催する各種のスポーツ大会や旧小学校区ごとの実行委員会が主催する運動会やレクリエーション大会などが開催されており、行政がそれを支援する形で、町民の運動やスポーツを推進してきました。また、平成22年に総合型地域スポーツクラブ「スポーツしよい大山」を設立し、ウォーキングやボウリング、ラージボール卓球などの種目を中心に生涯スポーツの推進を図っています。しかし、参加者は限定的であり、その広がりはまだまだ十分とは言えません。

小・中学生については、大山町スポーツ少年団を組織し、種目ごとのスポーツ少年団活動を支援しています。

一方、町内には、体育館や農業者トレーニングセンター等の屋内運動場や野球場、グラウンドといった社会体育施設を有するとともに、全天候型の陸上競技場や天然芝、人工芝のコートを備えたサッカー場も保有しています。中には老朽化が進み、改修等、今後の管理が課題となっている施設もあります。

今後は、運動やスポーツに親しむ町民が増えるよう、生涯スポーツの一層の推進を図るとともに、計画的な施設の改修等を進め、スポーツを行う環境の整備にも努める必要があります。

【施策の方針】

それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、誰でもがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指すとともに、社会体育施設の整備に努めます。

【基本施策】

① スポーツ少年団の育成

スポーツ活動を通して交流を深めながら、スポーツの振興と青少年の健全育成を進めます。また、スポーツ少年団の指導者養成のため、研修会への派遣等を行います。

② 大山町体育協会育成・支援

町民へのスポーツ機会の提供を図るため、体育協会の育成・支援を行いながら各種競技大会を開催し、スポーツの技術向上と健康・体力づくり、町民相互の親睦・交流を図ります。

③ 総合型地域スポーツクラブ「スポーツしよい大山」への支援

町内で活動する総合型スポーツクラブ「スポーツしよい大山」の自立した運営を支援し、広く町民へのスポーツ振興と健康・体力づくりを進めます。

④ スポーツイベントの開催

名和マラソンフェスタなど、賑わいとふれあいのある町のPRイベントを開催し、町民はもとより、町外からもスポーツ愛好者を招くスポーツ交流イベント等を実施します。

(4) 青少年の健全育成

【現状と課題】

青少年を取り巻く社会環境は変化しており、青少年による凶悪事件、学校におけるいじめや不登校などの問題、児童虐待、さらにはインターネットを通じての誹謗中傷や個人情報の流出など、子どもが巻き込まれる事件等が相次いで報道され、青少年に関わる問題は深刻さを増しています。

本町では、重大な青少年犯罪は起きていないものの、近隣の市町村も含めると不審者事案等の報告が頻繁に届いている状況があります。また、近年では、携帯電話やスマートフォンなどの普及によりインターネットを介した様々なトラブル等が報告されており、児童・生徒、保護者への教育や啓発が喫緊の課題となっています。

本町では合併後の平成 17 年 7 月に「青少年育成大山町民会議」を設立し、会員や保護者向け研修会の開催や講演会の開催、地域の巡回パトロールなど、地域に根差した青少年の健全育成に向けた活動を展開してきました。

インターネット等を介して、児童・生徒の活動や交友関係は広域化し、時間帯も多岐にわたっています。生活習慣の見直しや家庭でのルールの確立なども含め、学校・家庭・地域が一層連携しながら、青少年の健全育成に向けた活動を進めていく必要があります。

【施策の方針】

家庭や学校、地域など社会全般に深く関係する子ども、若者育成支援の取組が、全町に広がりを持ったものとなるよう、連携強化を推進していきます。

【基本施策】

① 見守り活動、非行防止活動の推進

PTA、警察等関係機関と連携を取りながら、夏季休業中を中心とした地区ごとの巡回パトロールなどを通じて、児童・生徒の見守り活動や非行防止活動を推進します。

② 研修会の開催

携帯電話、スマートフォン等を介したインターネットによるトラブルなどについて、その危険性やトラブルの防止策に関する講演会を開催したり、各種の青少年を取り巻く状況について意見交換会を開催したりしながら、青少年育成に関わる者が今日的な課題について学んだり情報交換を行ったりする研修会を開催します。

(5) 文化財の保護・活用

【現状と課題】

神が宿る山として古くから信仰を集めた霊峰大山の山麓に広がる本町には、多くの文化財や古くからの人々の生活の痕跡である遺跡が散在しています。これまでに建造物、史跡、天然記念物などのうち、優れて価値の高い文化財が国、県及び町による指定を受けてその保護が図られてきました。

保存運動によって残された弥生時代の大規模なムラを中心とする妻木晩田遺跡では、現在は県が中心となって公開活用のための史跡公園整備が進められ、遺跡の公開に資するための

発掘調査も継続的に行われています。

近年では、国の重要文化財門脇家住宅などを有する所子集落が、伯耆地方における伝統的な農村集落の風致を良く伝える景観が高く評価され、平成 25 年 12 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、修理・修景事業をはじめ保存・活用などの取り組みが始まっています。今後は住民と一体となった保存と活用を進めていくための体制づくり、仕組みづくりを進めていくことが必要です。

本町の歴史に大きな影響を与えた「伯耆国大山寺」では、国の重要文化財である阿弥陀堂をはじめとする優れた文化財が多く知られています。奈良時代に開かれたと伝えられる大山寺は、平安時代末頃には「修行の山」「地蔵の本地」として広く知られ、中世には「僧兵三千人」と伝えられる一山寺院として勢力を誇りました。旧境内には、その頃の様子を今に伝える堂社や僧坊の跡が広がっており、平成 20～22 年度の寂静山地区における発掘調査で 14 世紀前半から 15 世紀中頃の僧坊跡が確認され、出土遺物から当時の文化受容や経済力的一端をうかがうことができました。大山開山 1300 年を平成 30 年に控え、僧坊跡等や大山寺に関する様々な文化財などを保存し、公開活用を進めていくことが求められています。

また、名和氏関係の指定文化財や「中山の城」に比定される岩井垣城跡をはじめ、後醍醐天皇による倒幕計画から南北朝騒乱までが書かれた『太平記』ゆかりの関連する文化財や伝承地などの活用も検討していく必要があります。

【施策の方針】

先人が残した貴重な文化遺産を引き継ぐために、町内に存在する様々な文化財を総合的に把握して保存や活用を推進するとともに、文化遺産としてふるさと教育の推進や地域の振興に資する取り組みも進めます。

【基本施策】

① 指定文化財の保護

指定文化財の所有者や管理者と連携して、適切な保護管理を行うとともに、その周知、活用を図りながら、永く文化財を保護します。

② 郷土資料の保存とその調査研究

未指定文化財や歴史資料などの郷土資料を収集し保存するとともに、それらの資料的価値を明らかにする調査や、生涯学習等に活用していくための基礎的情報の発信を推進します。

③ 文化財の発掘調査及び記録保存

町内の諸開発行為に伴う遺跡の発掘調査を実施し、適切な遺跡の記録保存を行います。

④ 文化財の活用

本町が誇りうる数多くの文化財を総合的に把握し、それらを資源として保護及び活用していくための基本構想づくりに取り組み、教育、学術・文化、観光などの振興への活用を推進します。

特に、大山僧坊跡等の国史跡指定に向けた取り組みを推進し、所子伝統的建造物群保存地区の修理・修景や保存の体制整備と仕組みづくりに計画的に取り組めます。

(6) 人権教育の推進

【現状と課題】

本町では、平成17年に人権尊重の社会づくり条例を制定するなどしながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、町、町教育委員会、人権・同和教育推進協議会の三者が中心となり、人権教育、人権啓発の様々な取り組みを継続的に進めてきました。その中心的な取組として挙げられるのが、「人権問題小地域懇談会」、「みんなの人権セミナー」です。

「人権問題小地域懇談会」は、旧町時代から30年以上にわたり毎年ほぼ全集落で開催してきました。近年では参加型学習を中心に、地域住民が人権問題について語り合いながら身近な人権について考える場となっています。

「みんなの人権セミナー」では、個別具体的な人権問題を取り上げ、年間7回程度、実体験を踏まえた話を講師から伺いながら、町民が人権問題について学ぶ場となっています。

このほかにも、事業所や団体等を対象としたリーダー研修や人権・同和教育研究大会など、様々な取組を進めながら、人権尊重のまちづくりを進めています。

しかし、同和問題に関わる差別事象の報告などは近年でもなくなっておりません。また、インターネット等による人権侵害など新たな問題も生じています。今後も人権尊重のまちづくりを一層進めていくために、計画的・継続的な人権教育・啓発の取組を推進していくことが必要です。

【施策の方針】

町民一人一人が人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権問題に関する正しい理解を深めるとともに、その解決に向けて主体的に行動できるよう、人権教育を推進します。

【基本施策】

① 人権教育・人権啓発の取組

町民一人一人が人権に関する正しい理解を深めるよう、人権問題小地域懇談会、みんなの人権セミナー、人権・同和教育研究大会などを通じて、人権教育・人権啓発を進めます。

② 人権教育の指導者養成

各種団体における人権・同和問題学習のためのリーダーを養成し、活動の活性化を図るため、PTA や企業・職域を対象とした人権・同和教育推進者養成講座を開催するなどし、指導者養成に努めます。

第3章 計画の実現に向けて

1 関係部局との連携

目標を実現していくために、この計画が教育全般の内容であることを踏まえ、教育委員会と町長部局が連携を図りつつ、保育所や学校、家庭、地域、さらには関係団体が連携を強化しながら総合的に計画を推進します。

2 新たな課題への対応

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の実施により、目標の実現を目指していくこととしますが、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき新たな課題が生じた場合には適切に検討し、迅速に対応します。

3 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、定期的な点検と結果のフィードバックが必要です。施策の点検については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき実施する「教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、その評価に基づいて着実な施策の実施に努めます。

議案第2号

大山町人権尊重の社会づくり審議会に関する規則の制定について

大山町人権尊重の社会づくり審議会に関する規則を次のように定める。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町人権尊重の社会づくり審議会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、大山町人権尊重の社会づくり条例(平成17年大山町条例第115号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき人権尊重の社会づくりを推進するため、審議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議会の委員)

第2条 大山町人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げるものうちから、町長が委嘱するものとする。

- (1) 町関係職員
- (2) 教育関係委員
- (3) 各種団体代表
- (4) 学識経験者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠に至ったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会に基本的事項の調査及び審議をするため、部会を置くことができる。

5 審議会及び部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認められるときは、関係機関等の者から説明、意見その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、人権・社会教育課で処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第3号

大山町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

大山町教育委員会会議規則の一部を次のように改正する。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

大山町教育委員会会議規則(平成17年大山町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(委員長職務代理者の指定) 第3条 委員長に、事故があるとき、又は欠けたときは、前任の委員(前任の委員が2人あるときは、これらの者のうち年長の者)が、委員長の職務を代理する。	(委員長職務代行者の指定) 第3条 委員長に、事故があるとき、又は欠けたときは、前任の委員(前任の委員が2人あるときは、これらの者のうち年長の者)が、委員長の職務を代行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(大山町財務規則の一部改正)

第1条 大山町財務規則(平成17年大山町規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(行政財産の用途の変更)</p> <p>第182条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、法第238条の2第2項の規定により教育委員会が教育財産(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第2項に規定する財産をいう。以下同じ。)の用途を変更する場合にこれを準用する。</p>	<p>(行政財産の用途の変更)</p> <p>第182条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、法第238条の2第2項の規定により教育委員会が教育財産(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第2項に規定する財産をいう。以下同じ。)の用途を変更する場合にこれを準用する。</p>

(大山町教育委員会公告式規則の一部改正)

第2条 大山町教育委員会公告式規則(平成17年大山町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき、大山町教育委員会規則(以下</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第2項の規定に基づき、大山町教育委員会規則(以下</p>

<p>「規則」という。)その他大山町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める規程で公表を要するもの(以下「規程」という。)の公告式について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 略</p>	<p>「規則」という。)その他大山町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める規程で公表を要するもの(以下「規程」という。)の公告式について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 略</p>
<p>2 規則を公布するときは、番号、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に<u>教育委員会教育長</u>が署名しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(規則の施行)</p> <p>第3条 略</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規程を公表しようとするときは、番号、公表の旨の前文、年月日及び<u>教育委員会教育長</u>名を記入して、<u>教育委員会教育長印</u>を押さなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(告示の公示)</p> <p>第5条 略</p>	<p>2 規則を公布するときは、番号、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に<u>教育委員会委員長</u>が署名しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(規則の施行)</p> <p>第3条 略</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規程を公表しようとするときは、番号、公表の旨の前文、年月日及び<u>教育委員会委員長</u>名を記入して、<u>教育委員会委員長印</u>を押さなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(告示の公示)</p> <p>第5条 略</p>

(大山町教育委員会会議規則の一部改正)

第3条 大山町教育委員会会議規則(平成17年大山町教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条の規定に基づき、大山町教育委員会の会議(以下「会議」という。)その他議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条の規定に基づき、大山町教育委員会の会議(以下「会議」という。)その他議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員長選挙)</p>

(教育長職務代行者の指定)

第2条 教育長に、事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、教育長の職務を代行する。

(会議の招集)

第3条 会議は、教育長が必要であると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。

2 略

第4条 委員は、遅参、退席又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を教育長に届け出なければならない。

(会議公開の原則)

第5条 会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(会議の順序)

第6条 略

(1)～(5) 略

(会議の発言)

第7条 会議において発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

第2条 委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者(その者が2人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定める者)をもって当選人とする。

2 委員中に異議がないときは、前項の規定による選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。この場合においては、被指名人をもって当選人とすることを会議に諮り、委員全員の同意があった者をもって当選人とする。

(委員長職務代行者の指定)

第3条 委員長に、事故があるとき、又は欠けたときは、前任の委員(前任の委員が2人あるときは、これらの者のうち年長の者)が、委員長の職務を代行する。

(会議の招集)

第4条 会議は、委員長が必要であると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。

2 略

第5条 委員は、遅参、退席又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

(会議公開の原則)

第6条 会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(会議の順序)

第7条 略

(1)～(5) 略

(会議の発言)

第8条 会議において発言しようとする者は、委員長の許可を受けなければならない。

<p>2 略 (動議の提出) 第8条 略 2 教育長は、前項の規定により動議が提出されたときは、会議に諮り、議題としての採否を決定しなければならない。 (採決) 第9条 教育長は、論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。 2 採決は、教育長が異議の有無を会議に諮って行う。ただし、教育長は必要があると認めるときは、会議に諮り投票によって採決することができる。 (修正の動議) 第10条 略 2 略 3 略 (請願又は陳情) 第11条 略</p>	<p>2 略 (動議の提出) 第9条 略 2 委員長は、前項の規定により動議が提出されたときは、会議に諮り、議題としての採否を決定しなければならない。 (採決) 第10条 委員長は、論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。 2 採決は、委員長が異議の有無を会議に諮って行う。ただし、委員長は必要があると認めるときは、会議に諮り投票によって採決することができる。 (修正の動議) 第11条 略 2 略 3 略 (請願又は陳情) 第12条 略</p>
<p>(会議録) 第12条 略 2 会議録には、教育長が署名するものとする。 第13条 略 (1)～(7) 略 (その他) 第14条 この規則に定めるもののほか、会議その他議事の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。</p>	<p>(会議録) 第13条 略 2 会議録には、委員長が署名するものとする。 第14条 略 (1)～(7) 略 (その他) 第15条 この規則に定めるもののほか、会議その他議事の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。</p>

(大山町教育委員会会議傍聴人規則の一部改正)
第4条 大山町教育委員会会議傍聴人規則(平成17年大山町教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 略	(趣旨) 第1条 略

<p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 略</p> <p>(傍聴の制限)</p> <p>第3条 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。</p> <p>(傍聴の禁止)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>教育長</u>は、前項各号の事項を守らない者があるときは、これを静止し、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。</p> <p>第6条 傍聴人は、<u>教育長</u>が傍聴を禁じたとき又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。</p> <p>第7条 傍聴人は、この規則に規定するもののほか、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 略</p> <p>(傍聴の制限)</p> <p>第3条 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。</p> <p>(傍聴の禁止)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>委員長</u>は、前項各号の事項を守らない者があるときは、これを静止し、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。</p> <p>第6条 傍聴人は、<u>委員長</u>が傍聴を禁じたとき又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。</p> <p>第7条 傍聴人は、この規則に規定するもののほか、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p>
---	---

(大山町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第5条 大山町教育委員会事務局組織規則(平成17年大山町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(目的)	(目的)
第1条 略	第1条 略
(課及び研究所の設置)	(課及び研究所の設置)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
(課等の事務分掌)	(課等の事務分掌)
第3条 略	第3条 略
(職制及び職務)	(職制及び職務)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略

3 第1項及び第2項に掲げる職の職務は、次の表に掲げるとおりとする。

職名	職務
次長	教育長を補佐する。
課長	略
園長	略
室長	略
所長	略
課長 補佐	略
副園長	略
長	略
参事	略
班長	略

(事務処理の例外)

第5条 略

3 第1項及び第2項に掲げる職の職務は、次の表に掲げるとおりとする。

職名	職務
次長	教育長を補佐し、教育長に事故あるとき又は教育長が欠けたときは、その職務を代行する。
課長	略
園長	略
室長	略
所長	略
課長 補佐	略
副園長	略
長	略
参事	略
班長	略

(事務処理の例外)

第5条 略

(大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第6条 大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成17年大山町教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づく大山町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を教育長に委任することに関し教育長の臨時代理並びに教育委員会の権限に属する事務の教育長の専決に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づく大山町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を教育長に委任することに関し教育長の臨時代理並びに教育委員会の権限に属する事務の教育長の専決に関し必要な事項を定めるものとする。
(委任) 第2条 略	(委任) 第2条 略
(臨時代理) 第3条 略	(臨時代理) 第3条 略

2 略 (専決)	2 略 (専決)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 略 (委任事務等の処理の特例)	3 略 (委任事務等の処理の特例)
第5条 略 (再委任等)	第5条 略 (再委任等)
第6条 略	第6条 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この規則の施行の際、現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中においては、なお従前の例によるものとする。

議案第5号

機構改革に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について
 機構改革に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

機構改革に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則

(大山町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 大山町教育委員会事務局組織規則(平成17年大山町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(課及び研究所の設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の課及び研究所(以下「課等」という。)を置く。</p> <p><u>幼児・学校教育課</u></p> <p><u>人権・社会教育課</u></p> <p>教育研究所</p> <p>2 (略)</p> <p>(課等の事務分掌)</p> <p>第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>幼児・学校教育課</u></p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(19) 幼児教育計画及び推進に関すること。</u></p>	<p>(課及び研究所の設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の課及び研究所(以下「課等」という。)を置く。</p> <p>学校教育課</p> <p>社会教育課</p> <p><u>幼児教育課</u></p> <p>教育研究所</p> <p>2 (略)</p> <p>(課等の事務分掌)</p> <p>第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(新設)</p>

<u>(20) 保育所の運営に関する<u>こと。</u></u>	(新設)
<u>(21) 幼児教育と小学校教育の連携に関する<u>こと。</u></u>	(新設)
<u>(22) 子育て支援に関する<u>こと。</u></u>	(新設)
<u>(23) 放課後の児童活動に関する<u>こと。</u></u>	(新設)
<u>(24) 要保護児童対策に関する<u>こと。</u></u>	(新設)
<u>(25) その他学校教育及び幼児教育に係る事務に関する<u>こと。</u></u>	<u>(19) その他学校教育に係る事務に関する<u>こと。</u></u>
人権・社会教育課	社会教育課
(1)～(16) (略)	(1)～(16) (略)
<u>(17) 人権擁護施策の推進に関する<u>こと。</u></u>	(新設)
<u>(18) 人権啓発の推進に関する<u>こと。</u></u>	(新設)
<u>(19) 男女共同参画に関する<u>こと。</u></u>	(新設)
<u>(20) 隣保事業に関する<u>こと。</u></u>	(新設)
<u>(21) 児童館業務に関する<u>こと。</u></u>	(新設)
<u>(22) 保護司に関する<u>こと。</u></u>	(新設)
(削る)	幼児教育課
	<u>(1) 幼児教育計画及び推進に関する<u>こと。</u></u>
	<u>(2) 保育所の運営に関する<u>こと。</u></u>
	<u>(3) 幼児教育と小学校教育の連携に関する<u>こと。</u></u>
	<u>(4) 子育て支援に関する<u>こと。</u></u>
	<u>(5) 放課後の児童活動に関する<u>こと。</u></u>
	<u>(6) 要保護児童対策に関する<u>こと。</u></u>
	<u>(7) その他幼児教育に関する<u>こと。</u></u>
教育研究所 (略)	教育研究所 (略)

(大山町立小中学校管理規則の一部改正)

第2条 大山町立小中学校管理規則(平成17年大山町教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)を当該移動様式に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<u>様式第14号（第20条関係）</u> 別紙1 改正後 <u>様式第14号の2（第20条関係）</u> 別紙2 改正後 <u>様式第14号の3（第20条関係）</u> 別紙3 改正後	<u>様式第14号(第20条関係)</u> 別紙1 改正前 <u>様式第14号の2(第20条関係)</u> 別紙2 改正前 <u>様式第14号の3(第20条関係)</u> 別紙3 改正前

（大山町立学校給食センター管理運営規則の一部改正）

第3条 大山町立学校給食センター管理運営規則（平成17年大山町教育委員会規則第14号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（休暇の承認） 第11条 所長の有給休暇の承認は、 <u>幼児・学校教育課長</u> が行う。 2 所属職員の有給休暇の承認は、所長が行う。ただし、引き続き3日以上の有給休暇をとるときは、 <u>幼児・学校教育課長</u> の承認を受けなければならない。	（休暇の承認） 第11条 所長の有給休暇の承認は、 <u>学校教育課長</u> が行う。 2 所属職員の有給休暇の承認は、所長が行う。ただし、引き続き3日以上の有給休暇をとるときは、 <u>学校教育課長</u> の承認を受けなければならない。
（出張） 第12条 職員の出張は、所長が命ずる。ただし、2日以上の出張は、 <u>幼児・学校教育課長</u> の承認を受けなければならない。	（出張） 第12条 職員の出張は、所長が命ずる。ただし、2日以上の出張は、 <u>学校教育課長</u> の承認を受けなければならない。
2 （略）	2 （略）

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別紙1 改正後

様式第14号(第20条関係) 年度

児童生徒の異動状況報告書

報告者 △△ △△ ○○学校

(4月1日現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1月推定調査報告数	()	()	()	()	()	()	()
調査後の異動数	()	()	()	()	()	()	()
現在の児童生徒数	()	()	()	()	()	()	()

* ()には、特別支援学級児童生徒数を内数で記入

○ 転入

学年・氏名	前の学校	期日

○ 転出

学年・氏名	次の学校	期日

※ 7日までに、幼児・学校教育課へフロックス送信すること。

別紙1 改正前

様式第14号(第20条関係) 年度

児童生徒の異動状況報告書

報告者 △△ △△ ○○学校

(4月1日現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1月推定調査報告数	()	()	()	()	()	()	()
調査後の異動数	()	()	()	()	()	()	()
現在の児童生徒数	()	()	()	()	()	()	()

* ()には、特別支援学級児童生徒数を内数で記入

○ 転入

学年・氏名	前の学校	期日

○ 転出

学年・氏名	次の学校	期日

※ 7日までに、学校教育課へフロックス送信すること。

別紙2 改正簿

様式第14号の2(第20条関係)

年度 児童生徒の異動状況報告書

〇〇学校
報告者 △△ △△
(5月1日現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
4月1日現在の報告数	()	()	()	()	()	()	()
4月中の異動数	()	()	()	()	()	()	()
5月1日現在の児童生徒数	()	()	()	()	()	()	()

* ()には、特別支援学級児童生徒数を内数で記入

○ 転入

学年・氏名	前の学校	期日

○ 転出

学年・氏名	次の学校	期日

※ 7日までに、幼児・学校教育課へフアックス送信すること。

別紙2 改正簿

様式第14号の2(第20条関係)

年度 児童生徒の異動状況報告書

〇〇学校
報告者 △△ △△
(5月1日現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
4月1日現在の報告数	()	()	()	()	()	()	()
4月中の異動数	()	()	()	()	()	()	()
5月1日現在の児童生徒数	()	()	()	()	()	()	()

* ()には、特別支援学級児童生徒数を内数で記入

○ 転入

学年・氏名	前の学校	期日

○ 転出

学年・氏名	次の学校	期日

※ 7日までに、学校教育課へフアックス送信すること。

別紙3 改正後

様式第14号の3(第20条関係)
年度

児童生徒の異動状況報告書

〇〇学校
報告者 △△ △△
(月1日現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
5月1日現在の報告数	()	()	()	()	()	()	()
月中の異動数	()	()	()	()	()	()	()
現在の児童生徒数	()	()	()	()	()	()	()

* ()には、特別支援学級児童生徒数を内数で記入

○ 転入

学年・氏名	前の学校	期日

○ 転出

学年・氏名	次の学校	期日

※ 毎月7日までに、幼児・学校数直観へファックス送信すること。

別紙3 改正前

様式第14号の3(第20条関係)
年度

児童生徒の異動状況報告書

〇〇学校
報告者 △△ △△
(月1日現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
5月1日現在の報告数	()	()	()	()	()	()	()
月中の異動数	()	()	()	()	()	()	()
現在の児童生徒数	()	()	()	()	()	()	()

* ()には、特別支援学級児童生徒数を内数で記入

○ 転入

学年・氏名	前の学校	期日

○ 転出

学年・氏名	次の学校	期日

※ 毎月7日までに、学校数直観へファックス送信すること。

議案第6号

大山町男女共同参画推進検討委員会要綱の制定について

大山町男女共同参画推進検討委員会要綱を次のように定める。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊 澤 百 子

大山町男女共同参画推進検討委員会要綱

(設置)

第1条 男女共同参画の推進に関する施策の推進に必要な事項や、推進を阻害する問題についての調査研究を行い、男女共同参画社会の早期実現をめざして、本町の取り組みについて検討するために、大山町男女共同参画推進検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員10人で組織する。

- 2 町民各層から幅広く意見を聴くとの観点に立ち、学識経験者、団体代表などできる限り女性の適任者の選考に努め、町長が任命する。
- 3 検討委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の検討委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 検討委員会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長、事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、人権・社会教育課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は検討委員会の会議で定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

議案第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程の整備に関する訓令について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する訓令を次のように定める。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規程の整備に関する訓令

(大山町教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 大山町教育委員会公印規程(平成17年大山町教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(公印の種類等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(公印の保管者及び保管方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第4条 略</p> <p>(公印の印影の印刷)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(公印の種類等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(公印の保管者及び保管方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第4条 略</p> <p>(公印の印影の印刷)</p> <p>第5条 略</p>
<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(電子公印)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(電子公印)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

(公印台帳)

第7条 略

(公印調製等の報告)

第8条 略

別表(第2条関係)

公印の種類	ひな形	書体	寸法
1 略			
(削る)			
(削る)			
2 教育委員会教育長印			
(1) 略			
3 教育委員会教育長職務代理者印			
(1) 略			
4 学校印			
(1)~(7) 略			
5 学校長印			
(1)~(7) 略			
6 学校長職務代理者印			
(1)~(7) 略			
7 公民館長印			
(1)~(7) 略			
8 図書館長印			
(1) 略			
9 学校給食センター所長印			
(1)~(2) 略			
10 大山町公民館運営審議会長印			
(1) 略			

(公印台帳)

第7条 略

(公印調製等の報告)

第8条 略

別表(第2条関係)

公印の種類	ひな形	書体	寸法
1 略			
2 教育委員会委員長印			
西伯郡大山町教育 委員会委員長之印	西伯郡大山町 教育委員会 委員長之印	古印体	21ミリ 平方
3 教育委員会委員長職務代理者印			
西伯郡大山町教育 委員会委員長職務 代理者印	西伯郡大山 町教育委員 会委員長職 務代理者印	古印体	21ミリ 平方
4 教育委員会教育長印			
(1) 略			
5 教育委員会教育長職務代行者印			
(1) 略			
6 学校印			
(1)~(7) 略			
7 学校長印			
(1)~(7) 略			
8 学校長職務代理者印			
(1)~(7) 略			
9 公民館長印			
(1)~(7) 略			
10 図書館長印			
(1) 略			
11 学校給食センター所長印			
(1)~(2) 略			
12 大山町公民館運営審議会長印			
(1) 略			

(大山町教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部改正)

第2条 大山町教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程(平成17年大山町教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(共通の委任事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(学校の長に対する委任事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>(学校以外の教育機関の長に対する委任事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>(重要かつ異例の場合)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第3項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(共通の委任事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(学校の長に対する委任事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>(学校以外の教育機関の長に対する委任事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>(重要かつ異例の場合)</p> <p>第5条 略</p>

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この訓令の施行の際、現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。)の教育委員会の委員としての任期中においては、なお従前の例によるものとする。

議案第8号

大山町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

大山町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

大山町教育委員会公印規程（平成17年大山町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(公印の保管者及び保管方法)</p> <p>第3条 公印の保管者は、事務局においては<u>幼児・学校教育課長</u>、学校以外の教育機関においては当該教育機関の長、学校においては校長とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印の印影の印刷)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 公印の印影を印刷しようとするときは、保管者を経て<u>幼児・学校教育課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(電子公印)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 電子公印を使用しようとする所管課長、学校以外の教育機関の長、校長は、事前に<u>幼児・学校教育課長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(公印の保管者及び保管方法)</p> <p>第3条 公印の保管者は、事務局においては<u>学校教育課長</u>、学校以外の教育機関においては当該教育機関の長、学校においては校長とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印の印影の印刷)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 公印の印影を印刷しようとするときは、保管者を経て<u>学校教育課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(電子公印)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 電子公印を使用しようとする所管課長、学校以外の教育機関の長、校長は、事前に<u>学校教育課長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

議案第9号

大山町人権交流センター・隣保館運営審議会設置要綱の制定について

大山町人権交流センター・隣保館運営審議会設置要綱を次のように定める。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町人権交流センター・隣保館運営審議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大山町人権交流センター条例第6条の規定に基づき、審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町教育関係職員
- (2) 各種団体代表・地域代表
- (3) 学識経験者

(役員)

第3条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長、事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、人権・社会教育課で処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の会議で定めるものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

議案第10号

大山町人権・同和問題差別事象対策会議設置要綱の制定について

大山町人権・同和問題差別事象対策会議設置要綱を次のように定める。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町人権・同和問題差別事象対策会議設置要綱

(目的)

第1条 本会議は、大山町内で発生した人権・同和問題に関する差別事象に速やかに対応し、再発防止の徹底を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会議は、大山町人権・同和問題差別事象対策会議と称し、事務局は人権社会教育課に置く。

(構成)

第3条 本会議は、町長部局、教育委員会事務局で選出された別表の委員で構成する。

(組織及び任務)

第4条 本会議に、議長、副議長、事務局長を置く。

2 議長は、副町長があたり、本会議を代表し会務を統括する。

3 副議長は、教育長があたり、議長を補佐し議長に事故あるときは、これを代行する。

4 事務局長は、人権・社会教育課長があたり事務を掌理する。

(会議)

第5条 本会議は、必要に応じ議長が召集し開催する。

2 議長が必要と認めた時は、委員以外の者も本会議に出席を依頼し、意見を求めることができる。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

大山町人権・同和問題差別事象対策会議委員

NO	所属	職名	備考
1	町長部局	副町長	議長
2	教育委員会事務局	教育長	副議長
3	町長部局	総務課長	
4	教育委員会事務局	教育次長	
5	教育委員会事務局	幼児・学校教育課長	
6	教育委員会事務局	人権・社会教育課長	事務局長
7	教育委員会事務局	人権交流センター所長	
8	教育委員会事務局	人権教育推進員	
9	町長部局	地籍調査課長	
10	町長部局	建設課長	

議案第11号

大山町社会教育委員の委嘱について

大山町社会教育委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町社会教育委員候補者 別紙のとおり
- 2 委嘱事由 現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 委嘱のあった日
- 4 任 期 委嘱のあった日から平成29年3月31日まで

議案第12号

大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

大山町公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町公民館運営審議会委員候補者 別紙のとおり
- 2 委嘱事由 現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 委嘱のあった日
- 4 任 期 委嘱のあった日から平成29年3月31日まで

議案第13号

大山町青少年育成指導委員の委嘱について

大山町青少年育成指導委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町青少年育成指導委員候補者 別紙のとおり
- 2 委嘱事由 現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 委嘱のあった日
- 4 任 期 委嘱のあった日から平成29年3月31日まで

議案第14号

大山町スポーツ推進委員の委嘱について

大山町スポーツ推進委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成27年3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町スポーツ推進委員候補者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由 現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 平成27年4月1日
- 4 任 期 委嘱のあった日から平成29年3月31日まで

議案第15号

大山町文化財保護審議会委員の委嘱について

大山町文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町文化財保護審議会委員候補者 10名（詳細別紙） 議決 名
- 2 委 嘱 事 由 現委員の任期満了による
- 3 委 嘱 年 月 日 平成27年 4月 1日
- 4 任 期 委嘱のあった日から平成29年 3月31日まで

議案第16号

大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊 澤 百 子

記

- 1 大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員候補者 別紙のとおり
- 2 委 嘱 事 由 任期満了に伴う更新のため。
- 3 委 嘱 年 月 日 委嘱のあった日
- 4 任 期 委嘱のあった日から平成29年3月31日まで

議案第17号

大山町立学校の学校医の委嘱について

大山町立学校の学校医を次のとおり委嘱するものとする。

平成27年 3月25日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

委嘱職名	学 校 医
候補者氏名	野坂 薫子 (名和診療所長)
委嘱学校名	名和小学校・名和中学校
発令年月日	平成27年4月1日

議案第18号

鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

平成28年度から平成31年度まで使用する中学校教科用図書の採択にあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条4項の規定により、米子市、境港市、南部町、大山町、伯耆町、日南町、日野町、江府町の各市町教育委員会及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会は、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会を次のとおり設置する。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 鳥取県西部地区採択協議会会則 別紙のとおり
- 2 大山町教育委員会が選出する採択協議会委員 教育長 山根 浩

鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則

(目的及び設置)

第1条 鳥取県西部地区（米子市、境港市、西伯郡及び日野郡をいう。以下同じ。）の各市町村教育委員会及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定による教科用図書の採択に関する協議を行うため、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、第1条の各教育委員会（小学校の採択にあつては、西部地区各市町村教育委員会、中学校の採択にあつては、西部地区各市町教育委員会及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会）から選出された各1人の委員及び鳥取県西部地区市町村教育委員会教育長会（以下「教育長会」という。）が委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- ① 校長 2人
- ② 保護者代表 2人

(会長)

第3条 協議会に会長をおく。会長は委員の互選によって決める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事は、全会一致で決定するよう努めなければならない。

(報告)

第5条 協議会は、第1条の各教育委員会に協議の結果を報告しなければならない。

- 2 第1条の各教育委員会は、前項の規定による報告を尊重しなければならない。

(調査部会)

第6条 協議会に、教科用図書に関する専門の事項を調査させるため、調査部会を置くことができる。

- 2 調査部会は、協議会に教科用図書に関する調査内容を報告しなければならない。
- 3 調査部会は、4人以内の調査員をもって組織する。
- 4 調査員は、鳥取県西部地区の教職員のうちから、会長が委嘱する。

(経費)

第7条 協議会の経費は、第1条の各教育委員会の負担とする。

(期間)

第8条 協議会を置く期間は、採択する年の4月1日から8月31日までとする。

(期間外の協議)

第9条 前条で規定する期間外の協議会の会務に関する協議は、教育長会で行う。

(庶務)

第10条 協議会に幹事若干人を置き、第1条の各教育委員会の職員のうちから、会長が指名する。

- 2 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 3 新たに幹事が指名されるまでの間は、前任の幹事が会務を処理する。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 3 この規則は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 4 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この規則は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

議案第 19 号

平成27年度 要保護児童生徒の認定について

平成27年度 要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百 子

1. 平成27年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 11名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

議案第 20 号

平成27年度 準要保護児童生徒の認定について

平成27年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百 子

1. 平成27年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 95名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

議案第21号

区域外就学の承諾について

下記のとおり区域外就学の協議があり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を承諾するものとする。

平成27年 3月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の協議 1件 (詳細別紙) 認定件数 件

議案第22号

区域外就学の許可について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成27年3月25日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年3月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 1件（詳細別紙） 認定件数 件